

平成25年3月21日

千葉大学ユニオン第9期委員長 殿

千葉大学長
齋藤 康

要望書への回答について

2013年3月8日付けで要望のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

(1) 改正労働契約法をうけた就業規則等の改正について及び(2) 臨時給与削減ならびに退職手当削減について

(回答)

今回の改正労働契約法就業規則等の改正については、部局長連絡会等の会議で周知するとともに、ユニオン及び過半数代表者 に対して説明会を開催しており、また、先に実施された臨時特例法に基づく給与減額及び退職手当の減額については、会議等において説明するとともに、学長からのメッセージを一斉メール配信により全教職員に周知したところです。

つきましては、臨時特例法及び退職手当の改正と同様に、学長からのメッセージを一斉メール配信により全教職員に周知していきたいと考えております。

なお、各部局の事務担当者には、説明会を開催し改正内容について説明しておりますが、ご不明な点がある場合には、下記までお問合せくださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

- 改正労働契約法関係
企画総務部人事課人事計画係
Tel : 043-290-2028
E-mail : bcf2028@office.chiba-u.jp

- 臨時特例法又は退職手当関係
企画総務部人事課人事給与係
Tel : 043-290-2105
E-mail : bcf2105@office.chiba-u.jp